

家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の 電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー

第 1 部：一般要求事項

正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	12.1.2.3 第 3 段落	Y の矢印の方向での… (ゲージ面 B を含む水平面から 7 mm 以下の距離にあつて, …, 除く。)	Y の矢印の方向での… (ゲージ面 B を含む水平面から 7 mm 未満の距離にあつて, …, 除く。)
	12.8.3 第 4 段落	試験後は, 電線管及び／又はグロメット並びに膜とともに…ならない。	試験後は, 電線管及び／又はグロメット若しくは膜とともに…ならない。
	12.12 第 2 段落	適否は, 12.12.1, 12.12.2, 12.12.3, 及び 12.12.5…する。	適否は, 12.12.1, 12.12.2, 12.12.3, 又は 12.12.5…する。
	12.12.4	7.7.2 で分類する…それらの公表最小内部容量を…ならない。	7.7.2 で分類する…それらの公表内部容量を…ならない。
	12.12.5	完成構造体に…ボックスの表面が試験面の表面から 3.2 mm 以上…ならない。 注記 完成構造体の中では, 構造体で囲まれた内部容量は…しない。 … ボックス支持…一度も無効になつてはならない。 指示に従い, …取り除くことができてもよい。	完成構造体に…ボックスの表面が試験面の表面から 3.2 mm を超えて…ならない。 注記 完成構造体の中では, 構造体の枠組みの構成は…しない。 … ボックス支持…一度を越えて無効になつてはならない。 装置によって, …取り除くことができないなければならない。
	12.13	ケーブルグラウンドは, …ボックスに損傷を与えてはならない。	ケーブルグラウンドは, …ボックス又はエンクロージャに損傷を与えてはならない。
	13.1.1 第 7 段落	グラウンド又はグロメットが 6 個以上ある場合には, …行う。	グラウンド又はグロメットが 6 個を超える場合には, …行う。
	13.1.2 第 9 段落	試験後, この規格に不適合…ならない。	試験後, グロメット, ブランクプラグ及び／又は膜は, この規格に不適合…ならない。
	18 最終段落	次の条件を満足する場合には, …みなす。	次のいずれかの条件を満足する場合には, …みなす。

区分	位置	誤	正
本体	図 15 図題 a)～f)	a) 支持表面から 7 mm を超える垂直な側面をもつ輪郭の例 b) 支持表面から 7 mm を超えるテーパ側面をもつ輪郭の例 c) 支持表面から 7 mm を超えるが垂直部分が 7 mm 以下となる側面をもつ輪郭の例 d) 支持表面から 7 mm 以下となる鋭角な側面をもつ輪郭の例 e) 支持表面から 7 mm 以下となる垂直な側面をもつ輪郭の例 f) 支持表面から 7 mm 以下となるテーパ側面をもつ輪郭の例	a) 支持表面から 7 mm 以上の垂直な側面をもつ輪郭の例 b) 支持表面から 7 mm 以上のテーパ側面をもつ輪郭の例 c) 支持表面から 7 mm 以上であるが垂直部分が 7 mm 未満となる側面をもつ輪郭の例 d) 支持表面から 7 mm 未満となる鋭角な側面をもつ輪郭の例 e) 支持表面から 7 mm 未満となる垂直な側面をもつ輪郭の例 f) 支持表面から 7 mm 未満となるテーパ側面をもつ輪郭の例

平成 25 年 2 月 1 日作成